

# 川崎市立学校特別開放施設市民利用の手引き

令和4年4月1日改定

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課  
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6  
電話 044-200-3309 / FAX 044-200-3950  
メール : 88chiiki@city.kawasaki.jp

## 1 施設の概要

### (1) 名称と所在地

土橋小学校特別開放棟4階 多目的ホール (川崎市宮前区土橋3-1-11)

犬蔵中学校格技室 (川崎市宮前区犬蔵1-10-1)

生田中学校特別創作活動センター (川崎市多摩区三田2-3303-1)

はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター (川崎市麻生区はるひ野4-8-1)

## 2 使用者の範囲

市内在住・在勤・在学者で構成する2名以上の団体で、教育委員会に登録した団体

## 3 使用できる施設と使用料

### 【土橋小学校】

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
多目的ホール	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円

### 【犬蔵中学校】

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
格技室	1,320円	2,530円	2,640円	6,490円

### 【生田中学校特別創作活動センター】

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
陶芸室	1,430円	1,760円	2,420円	5,610円
美術工芸室	1,430円	1,760円	2,420円	5,610円
料理室	1,430円	1,760円	2,310円	5,500円
会議室	1,210円	1,430円	1,870円	4,510円
和室	1,210円	1,430円	1,870円	4,510円

【生田中学校特別創作活動センター陶芸窯】

区 分	設備実費料金	
陶 芸 窯	10kW	1回につき 1,750円
	20kW	1回につき 3,500円

【はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター】

区分	時間帯	9:15	11:30	13:45	16:00	18:30	9:15
		～ 11:15	～ 13:30	～ 15:45	～ 18:00	～ 20:30	～ 20:30
はる ひ野 黒川 地域 交流 セン ター	多目的ホール 大ホール	770円	770円	770円	770円	1,090円	4,170円
	多目的ホール 小ホール	590円	590円	590円	590円	870円	3,230円
	ミーティングルーム	370円	370円	370円	370円	520円	2,000円

◆学校の教育活動において施設を使用する時間帯は使用できません。開放日等はホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000018688.html>)に掲載しています。

◆使用時間には、入場、準備、後片付け、退出までの時間を含みます。

#### 4 使用の手続き

##### (1) 団体登録 (毎年更新が必要です)

定められた団体登録申請書 (ホームページからダウンロード可) に、規約等団体の活動内容の分かる資料と名簿を添付して、それぞれの受付窓口に提出してください。

登録団体には、後日、登録証を発行します。

##### 【受付窓口】

土橋小学校多目的ホール	学校の受付
犬蔵中学校格技室	宮前スポーツセンターの受付
生田中学校特別創作活動センター	センターの受付
はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター	センターの受付

##### (2) 利用調整会議

利用調整会議を定期的で開催し、使用を希望する団体相互の協議により使用日程を調整します。

【各施設の会議開催日】

土橋小学校多目的ホール	2・5・8・11月の第1か第2の木曜日午後6時から (詳しくは土橋小学校受付にお問い合わせください) 場所：土橋小学校1階特別活動室 調整会議の翌々月から3カ月分の使用を調整
犬蔵中学校格技室	利用月の1カ月前の毎月第1土曜日 午後2時から 場所：宮前スポーツセンター内 区民サロン
生田中学校 特別創作活動センター	【陶芸室以外の施設の利用調整会議】 利用月の2カ月前の毎月第1土曜日 午前10時から 場所：特別創作活動センター内
	【陶芸室・陶芸窯の利用調整会議】 3・6・9・12月の第1木曜日 午前10時から 場所・特別創作活動センター内 調整会議の翌月から3カ月分の使用を調整
はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター	3・6・9・12月の第1土曜日 午前10時から (詳しくははるひ野黒川地域交流センターにお問い合わせください) 場所・はるひ野黒川地域交流センター 多目的ホール 調整会議の翌月から3カ月分の使用を調整

1団体につき、月4回まで使用できます。(原則として使用コマ単位で数えますが、午前・午後や全日のように連続して使用する場合はこれを1回と数えます。)

利用調整会議の後、使用日の14日前までに使用許可申請書(複写式)を提出してください。

※利用調整会議後、空きがある場合は、使用日の14日前まで、各施設の受付窓口で随時申し込むことができます。予約後、速やかに使用許可申請書を提出してください。

(3) 使用料納入

使用団体あてに教育委員会から施設使用の許可書と使用料の納付書(納入通知書)を送付します。使用開始までに最寄の金融機関(川崎市内外の横浜銀行や各都市銀行、川崎信用金庫、セレサ川崎農協、郵便局等。手数料は無料です。)の窓口で使用料を納めてください。

**\*受付で現金支払いすることはできません。**

納付された使用料は原則として返還できませんので、納付は使用日の直前としてください。但し、学校や教育委員会の事情により使用許可が取り消された場合や、やむを得ない事情があると認められる場合は使用料の返還または振替を行います。(使用料の返還の場合は、別途還付手続きが必要です。)

生田中学校特別創作活動センターの陶芸窯については、使用後に使用料の納付書(納入通知書)が送付されてきてから納入してください。

(4) 当日の手続き

使用当日は、教育委員会から送付された使用許可書と、使用料納付時に金融機関が発行する領収書を各施設の受付窓口にて提示して、鍵を受け取ってください。

使用後は、施設や備品を元に戻し、清掃・点検の後、報告書を窓口に提出し、鍵を返却してください。

#### (5) 使用を中止するとき

使用を中止する場合は、使用中止届（ホームページからダウンロード可）に、先に受け取った使用許可書と使用料の納付書（納入通知書）を添えて、使用前までに各施設の受付窓口に提出して下さい。

また、学校行事や教育委員会事業の都合で、利用の中止をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

### 5 使用上の注意

#### (1) 来校時

- ・ 各施設の受付窓口に「特別開放施設使用許可書」と領収書を提示してください。
- ・ 施設使用前に使用料を納付していない場合は、鍵をお渡しすることができません。
- ・ 主催者は、会員の把握を行い、混乱がないように整理員を適宜配置し、会場への案内、入退場や安全の確保を行い、学校の教育活動や他の利用者等に支障が生じないようにしてください。
- ・ 車での来校はご遠慮ください。（宮前スポーツセンターと創作活動センターについては駐車場がありますが、駐車台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。また、1団体あたりの駐車台数を制限させていただくことがあります。また、創作活動センターについては、窓口で駐車証を受け取り、フロントガラスに掲示してください）
- ・ 犬蔵中学校格技室は、スポーツセンター入り口でスリッパ等に履き替え、係員の指示に従ってスポーツセンター側の格技室棟入口からお入りください。（学校側の出入口からの入退場はできません）また、格技室内に更衣スペースはありませんので、着替え等はスポーツセンターの更衣室を御利用ください。

#### (2) 活動中

- ・ 学校施設ですので、学校教育に支障のないよう十分ご注意ください、使用が許可された施設以外の場所に立入らないでください。
- ・ 各施設の敷地内は禁煙、および原則として飲食も禁止です。
- ・ 貴重品は、各自で管理してください。（施設管理上の責任は負いません。）
- ・ 事故や怪我は原則として自己責任で対応していただきます。主催者は会員の安全確保や救急体制などに十分注意してください。大きな怪我や事故等で救急車や警察を呼ぶ必要がある場合などは、各施設の受付窓口へ御相談ください

（犬蔵中学校格技室で特にご注意いただきたいこと）

- ・ 格技室の下窓は換気・通気のために開閉することができます。退館時には必ず閉めてお帰りください。なお、上窓は排煙用なので非常時以外は開けないでください。
- ・ 退館時には入場時の状態に現状復帰していただくこととなりますので、特に畳のある・

なしなど、使用前の状況を把握しておいてください。なお、畳の上げ下ろしの際は転倒や落下、フローアに傷を付けないように十分注意してください。

- ・ 室内の諸設備（音響設備、卓球台等）はご使用になれません。
- ・ トイレはできるだけスポーツセンターにあるものを御利用ください。格技室入口横のトイレを使用された団体については、退館時に清掃をお願いいたします。

（はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センターを利用する方）

- ・ ロッカーの貸し出しは、毎年3月の利用調整会議にて翌年度分利用者の抽選を行います。
- ・ 利用前にホール・ミーティングルームを開錠しておきます。鍵の貸し出しは行いません。

### （3） 退出時

- ・ 活動終了後は必ず備え付けの清掃用具で清掃し、使用にともない生じたゴミ類は必ず持ち帰るようにしてください。
- ・ 施錠（鍵かけ）、消灯の確認を行ってください。（特に、電灯の消し忘れ、窓の閉め忘れ、忘れ物等については注意してください。）
- ・ 利用時間内に片付け、撤収を行い、受付窓口へ利用終了の報告をお願いします。特に夜間利用の場合には、着替えやシャワー利用も含め時間内に利用者全員が退出できるようご注意ください。
- ・ 施設、設備等を損傷させたときは、必ずご報告ください。不注意や故意により施設、設備等を損傷させたときには、実費により交換または修理をお願いすることがあります。

### （4） 全体的な留意事項

- ・ 登録された団体に限って使用を許可していますので、利用日当日に不特定多数の方の参加を募って利用することはできません。
- ・ 使用の権利を第三者に譲渡することはできません。
- ・ 公益に反する目的、営利目的、政治目的、宗教目的に使用することはできません。
- ・ 申請内容に虚偽がある場合は使用を取り消します。
- ・ その他、「川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則」「川崎市立学校特別開放施設の使用に関する実施要綱」ほか、各施設の注意などを遵守して下さい。

#### ◆施設の空き状況や利用当日の問い合わせ

土橋小学校多目的ホール（土橋小学校受付）	<b>044-865-1532</b>
犬蔵中学校格技室（宮前スポーツセンター）	<b>044-976-6350</b>
生田中学校特別創作活動センター	<b>044-911-1510</b>
はるひ野小中学校はるひ野黒川地域交流センター	<b>044-989-9475</b>

#### ◆開放の手続きその他の問い合わせ

川崎市教育委員会事務局地域教育推進課 **044-200-3309**